

令和3年 特別区人事委員会勧告の概要について

1 特徴

- (1) 職員の給与が民間従業員の給与を94円(0.02%)上回っている状況であるが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであるため、月例給の改定を行わないことが適当
- (2) 職員の特別給(期末・勤勉手当)が民間従業員の特別給を0.13月分上回っている状況にあることから、特別給を0.15月分引下げ(現行4.60月→4.45月)
- (3) 上記(2)により、特別区職員の平均年間給与は、約5万9千円の減
- ※「特別区職員の平均年間給与」は、民間給与との比較を行った職員(行政職給料表(一)が適用される事務・技術職員(新規採用を除く))についての令和3年4月1日現在の数値

2 国及び東京都の勧告状況

【月例給】

区分	特別区 (R3. 10. 20)	東京都 (R3. 10. 15)	国 (人事院) (R3. 8. 10)
公民較差	△94円 (△0.02%)	△103円 (△0.03%)	△19円 (0.00%)
現行平均給与	378,430円	402,898円	407,153円
平均年齢	38.9歳	41.1歳	43.0歳
改定内容	据え置き	据え置き	据え置き

【特別給(期末・勤勉手当)】

区分	特別区 (R3. 10. 20)	東京都 (R3. 10. 15)	国 (人事院) (R3. 8. 10)
支給月数	4.45月 (△0.15月) (現行4.60月)	4.45月 (△0.10月) (現行4.55月)	4.30月 (△0.15月) (現行4.45月)

3 改定の内容

項目	主な内容	実施時期
特別給 (期末・勤勉手当)	① 現行4.60月→4.45月に引下げ (0.15月分引下げ) ② 引下げ分については期末手当から差引き	改正条例の公布の日

#### 4 その他の主な意見等について

項目	内容
人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見	
人事・給与制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政系人事制度改革の結果及び検証</li> <li>・管理監督職の多数を占める高年齢層の職員の退職や30歳台中盤から40歳台中盤の管理監督職の少ない状況において、今後導入される役職定年制に対応し、将来にわたり安定した区政運営を行うためには、管理監督職の更なる拡充への取組みを一層進める必要</li> <li>○人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用環境の変化に対応できる人材確保策</li> <li>・採用PR等の戦略的な展開</li> </ul> </li> <li>○人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価制度の適切な運用</li> <li>・若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成</li> <li>・管理監督職を担う者の人材育成</li> </ul> </li> <li>○会計年度任用職員への対応</li> <li>○保育教諭等への対応</li> </ul>
勤務環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様で柔軟な働き方</li> <li>○仕事と家庭の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員の育児休業の取得促進</li> <li>・不妊治療のための休暇の創設</li> <li>・会計年度任用職員の両立支援制度</li> </ul> </li> <li>○長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進</li> <li>○メンタルヘルス対策の推進</li> <li>○ハラスメントの防止対策</li> </ul>
定年引上げに関する意見	
定年引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢層職員の能力及び経験の活用</li> <li>○法改正による定年の引上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳を超える職員の任用</li> <li>・60歳を超える職員の給与</li> <li>・高齢者部分休業</li> </ul> </li> <li>○今後の高齢層職員の在り方</li> </ul>